

3 受ス庁第149号
令和3年4月28日

一般社団法人パイロットインターナショナル日本ディストリクト
代表理事 中島 恵子 様

スポーツ庁次長
藤江 陽子

スポーツ庁名義の使用許可について（回答）

令和3年4月5日付けで申請のあった標記については、下記によって実施して差し支えありません。

記

- 1 スポーツ庁名義の使用を許可する行事等の名称及び期間
一般社団法人パイロットインターナショナル日本ディストリクト 主催
「‘2021’パイロットウオーク」
令和3年10月3日 ～ 令和3年10月31日
- 2 使用を許可するスポーツ庁名義
後援
- 3 スポーツ庁名義の使用を許可する期間
許可日 ～ 令和3年10月31日
- 4 守るべき事項等
 - (1) 行事等の事業計画を変更しようとするときは、直ちに届け出ること。
 - (2) 行事等が終了したときは、速やかにその事業報告書及び収支決算書を提出すること。
 - (3) 行事等の経費は、全て主催者が負担すること。
 - (4) 事故防止、救護体制及び補償措置について、十分に配慮すること。
 - (5) 行事等の実施に当たり、スポーツ庁名義の使用を許可した趣旨に反すると認められる場合*には、スポーツ庁は、その是正を勧告することができる。
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、スポーツ庁が主催者等に行事等の中止、延期又は規模縮小等の対応を要請した際に、出来る限りの対応を講じないものを含む。
 - (6) 行事等の内容又は主催者等がスポーツ庁名義の使用の許可を受けた後に著しく変更されたとき、スポーツ庁の信用を傷つける行為を行ったとき及び(5)の勧告に従わなかったときは、許可を取り消すものとする。

【本件担当】

スポーツ庁政策課総務係

電 話：03-6734-3019・3775

F A X：03-6734-3790